

福 重度心身障害者等マル福制度のご案内

正式名称: 重度心身障害者等医療福祉費支給制度

▼ 日立市独自の制度: 対象者の拡大 ※児童のみ: 入院時の食事代の助成

対象のかた	県制度	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳の1級、2級のかた ② 身体障害者手帳の3級で内部機能障害(※1)のかた ③ 療育手帳(A)、Aのかた ④ 身体障害者手帳の3級又は4級、かつ療育手帳B(※2)のかた ⑤ 国民年金法障害年金1級のかた ⑥ 特別児童扶養手当1級のかた ⑦ 精神障害者保健福祉手帳1級のかた ⑧ 身体障害者手帳3級又は4級、かつ精神障害者保健福祉手帳2級 ⑨ 精神障害者保健福祉手帳2級、かつ療育手帳B(※2)のかた
	市制度	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 療育手帳B(※2)のかた ⑪ 厚生年金法等障害年金1級相当のかた ⑫ 特別児童扶養手当2級、障害児福祉手当又は特別障害者手当を受けているかた ⑬ 日立市障害福祉施設に在籍しているかた(※3)
<p>※1 内部機能障害 心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫ウイルスによる免疫の機能障害、肝臓機能障害</p> <p>※2 療育手帳Bの交付を受けている者のうち、知能指数50以下のかたが対象</p> <p>※3 対象施設: 母子療育ホーム、ひまわり学園、しいの木学園、太陽の家、日立特別支援学校</p>		
受給者証をもらう	<p>国民健康保険課、市民課または各支所に〈必要なもの〉を持参します。</p> <p>〈必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資格情報が分かるもの*②マイナンバーが分かるもの③申請者の本人確認ができるもの ④対象となる障害内容が分かるもの(身体障害者手帳や療育手帳など) ⑤市町村民税課税証明書またはマイナンバーを使用した所得照会への同意書 <p>(⑤は転入されたかたのみが必要なものです)</p> <p>*資格確認書等: 資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルアプリの端末など(資格取得日、保険者番号、記号、番号、枝番、扶養者名の記載があるもの)</p> <p><u>重度心身障害者マル福制度には所得制限があります。</u></p> <p><u>詳しくは国民健康保険課(☎0294-22-3111 内線204・205)までご確認ください。</u></p> <p>※年末調整又は所得税・住民税の申告において控除対象から外れた扶養親族で、以下に当てはまる方がいる場合は、国民健康保険課にご相談ください。</p> <p>【対象者】国外居住者で、30歳以上~69歳以下の年齢で所得が48万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円)の方</p>	
受給者証を使う	県内	『マイナ保険証等』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口で提示してください。医療機関の窓口では自己負担金の支払いはありません。
	県外	受給者証が医療機関の窓口で使用できません。医療機関では健康保険の一部負担金(1割/2割/3割)をお支払いください。後日、窓口で支給申請が必要です。
	<p><u>マル福制度が使用できないもの</u></p> <p>*健康保険が使用できない診療や薬</p> <p>*学校・幼稚園・保育園などの管理下(授業、部活動、登下校など)でのケガや病気 →マル福制度の代わりに災害共済給付制度(スポーツ保険)を使用します。 詳しくは学校・幼稚園・保育園の先生に確認してください。</p> <p><u>マル福制度を使用するときに、国民健康保険課に連絡が必要なもの</u></p> <p>*交通事故など、第三者の行為が原因となるケガや病気</p>	

裏面もご覧ください

<p>支給申請 をする</p>	<p>◇県外での診療などにより、受給者証を医療機関で使用できなかったとき →保険適用の医療費・調剤等が助成されます。</p> <p>◇18歳以下のかたが入院したとき →市独自の制度により入院時の食事代が助成されます。</p> <p>国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所の窓口で支給申請をするか、 日立市のホームページからオンライン申請をご利用ください。</p> <p>※申請期限：診療月から5年間</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①領収書（受給者氏名、受診年月日、金額、保険点数、医療機関名があるもの） ②請求するかたの銀行口座が分かるもの③受給者証</p> <p>〈持っている場合に必要なもの〉</p> <p>・診療（調剤）明細書 ・保険者からの高額療養費、付加給付金、家族療養費などの支給額が分かるもの</p>
<p>受給者証を 更新する</p>	<p>受給者証は毎年、7月1日に更新があります。 通知日：6月下旬</p> <p><u>*自動で更新ができるかた：受給者証を送付します。</u></p> <p>※受給者証の有効期間内に、手帳や年金の有期があるときには、受給者証の有効期間が短くなります。受給者証の有効期間を延長するためには、手帳や年金の有期更新が必要です。</p> <p>また、手帳や年金に等級変更がある場合には、マル福の更新ができない場合があります。詳しくは国民健康保険課（☎0294-22-3111 内線 204・205）までご確認ください。</p> <p><u>*窓口で手続きが必要なかた：更新手続きの案内を送付します。</u></p>
<p>受給者証の内容 を変更する</p>	<p>氏名、住所、健康保険などの内容に変更がある場合には、国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に届出をするか、オンライン申請での変更手続きをしてください。誤った内容の受給者証は医療機関で使用できません。</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①健康保険の資格情報が分かるもの②医療福祉費受給者証③申請者の本人確認書類</p>
<p>65歳から 75歳のかた</p>	<p>65歳から75歳までのかたは、後期高齢者医療制度に加入することで、マル福制度の対象者となります。マル福制度の利用を希望されるかたは、加入の手続きが必要のため、加入のご案内を郵送いたします。</p> <p>後期高齢者医療制度加入を見送ったかたは、後期高齢者医療制度に加入した際に、再度【マル福をもらう】申請が必要です。国民健康保険課または支所で申請をお願いします。</p>
<p>その他</p>	<p>マル福制度のほかに、医療費に関わる助成の認定を受けているとき 他制度の認定証も、医療機関へ提示が必要です。マル福受給者証と一緒に必ず提示してください。</p> <p>（例）限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証、自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証 など</p> <p>18歳未満の児童を育てているかた 保護者が重度心身障害者マル福を受給している場合、その配偶者もマル福を受給することができます。詳しくは、国民健康保険課にお問い合わせください。</p>

オンライン申請をご利用ください！

- ・健康保険や住所等の資格内容変更
- ・受給者証の再交付
- ・送付先の変更
- ・支給申請（医療費の払い戻し）

上記の手続きについては、オンライン申請が可能です。
日立市ホームページ内の申請リンクからご申請ください。



ホームページはこちら

お問い合わせ先

〒317-8601
日立市助川町1丁目1番1号
日立市 保健福祉部 国民健康保険課
医療福祉係
電話 0294-22-3111 内線 204・205
IP 050-5528-5078